

飲料用自動販売機の設置場所の貸付けについて、一般競争入札（郵送）を執行しますので、秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）第8条の規定により公告します。

令和8年5月27日

秦野市副市長 石原 学

1 貸付物件

(物件番号 緑水-1)

所在地	秦野市蓑毛270番地
設置場所	緑水庵駐車場入口付近植栽帯の一部
貸付面積	2.56平方メートル（奥行1.6m×幅1.6m）
備考	「おいしい秦野の水～丹沢の雫～」を販売品目に入れること。

※自動販売機の設置台数は、1台です。

※貸付面積は概算です。転倒防止器具、放熱スペース及び容器回収箱の設置に必要な面積とします。

※施設の概要及び詳細な貸付場所については、別紙「物件個別明細書」及び「貸付場所位置図」を参照してください。

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務において、法令等を遵守し、自ら管理及び運営をする3年以上の実績を有していること。
- (4) 個人の場合は本市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店（主たる事務所）、支店又は営業所を有していること。

- (5) 国税、都道府県税及び秦野市税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属している者でないこと。
- (8) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条に違反した者でないこと。

3 貸付条件等

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき本市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付する方法により行います。
- (2) 貸付期間
令和8年8月1日から令和11年7月31日までの3年間とし、契約更新は行いません。
- (3) 貸付料
貸付料は、自動販売機の売上金額（「おいしい秦野の水」の売上を除く。）に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切捨て）に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。
本市が設定する最低貸付料率以上で、最高の割合の貸付料率を入札した者を設置事業者と決定します。
- (4) 売上報告書の提出等
設置事業者は、売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期最終月の翌月15日までに報告書を本市に提出することとし、本市が発行する納入通知書により、四半期ごとの貸付料を本市が指定する期日までに支払うものとします。
- (5) 費用負担区分
ア 自動販売機等の設置経費
自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、全て設

置業者の負担とします。

イ 電気料

設置事業者は、電気使用量計測用子メーター（以下「子メーター」という。）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気使用料について、本市が算定した電気料金（自動販売機が設置されている施設の電気料金を子メーターで計測された電気料で按分）を指定する期日までに支払うものとしします。

(6) 違約金の算定方法

設置事業者の責めに帰すべき事由により、賃貸借期間の契約履行ができなくなったときには、本市が算定した違約金について、本市が指定する期日までに納入するものとしします。（算定式：違約金＝現年度月平均売上金額（税込）×落札時貸付料率×0.1×契約不履行月数）

なお、契約不履行月数とは、契約履行ができなくなった日の属する月から契約満了月までの期間を指します。

4 入札案内書、申請用紙等の配布

(1) 配布期間

令和8年5月27日（水）から6月11日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 配布場所

秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所西庁舎1階
環境産業部環境共生課

なお、入札案内書等は秦野市Webサイト上でダウンロードすることができます。

5 入札参加申請

入札参加希望者は、「緑水庵駐車場自動販売機設置場所の貸付け入札（郵送）案内書」を必ず確認のうえ、入札参加申請書及び資格確認資料を持参により提出し、入札参加申込を行ってください。

(1) 受付期間

令和8年5月27日（水）から6月11日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出場所

秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所西庁舎1階
環境産業部環境共生課

- (3) 提出書類 1部

6 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）を郵送により通知します。

なお、審査の結果について不服がある場合は、申し立てることができます。

7 入札案内書等に対する質問

- (1) 質問期間

令和8年5月27日（水）から6月11日（木）の午後5時まで

- (2) 質問提出方法

質問書（第4号様式）を4（2）に記載の場所に持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで送付するものとします。

- (3) 質問者への回答

質問者に対し、電子メールにて回答します。

なお、必要に応じてその他の入札参加希望者に対しても、質問回答内容を電子メールにてお知らせすることとします。

8 開札の日時及び場所等

- (1) 開札及び開札日時

令和8年6月29日（月）午前9時から

- (2) 開札場所

秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所西庁舎1階 会議室

- (3) 開札の立会い等

立会いは必要ありません。入札事務に関係のない市職員が立会い、開札を執行します。

9 入札の方法及び落札者の決定方法

- (1) 入札の方法

ア 入札書の提出方法

「入札書（第6-2号様式）」に、必要事項及び入札金額等を記載の

うえ、「入札用封筒の記載例（記載例1）」のとおりと同封し、「入札書の入った封筒の封入の仕方（記載例2）」により、直接持参若しくは一般書留又は簡易書留による郵便で郵送してください。

イ 提出期限

直接持参若しくは一般書留又は簡易書留による郵便で令和8年6月25日（木）までに「秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所西庁舎1階環境共生課」に提出してください。

(2) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(3) 落札者の決定方法

最低貸付料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。

(4) くじによる落札者の決定

落札となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が2者以上あるときは、その対象者全員に対してくじ引きを実施します。その際は、環境共生課から別途連絡します。

(5) 再入札

最初の入札において落札者がいないときは、1回に限り再度の入札を行います。その際は、環境共生課から別途連絡します。ただし、最初の入札に参加しなかった者及び失格又は無効となった者は参加できません。

10 入札保証金

免除します。

11 入札結果の公表

入札結果は、次の事項について公表するものとします（個人名及び個人の住所については除きます。）。

- (1) 落札者名
- (2) 落札料率
- (3) 入札参加者数

12 契約保証金

免除します。

1 3 貸付契約の締結

契約の締結は、落札決定の日から起算して10日以内（最終の日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その直後の平日まで）に行います。

1 4 その他

- (1) 資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求め、又は実態調査を行うことがあります。
- (2) 提出された資格確認資料は、返却しません。
- (3) 提出された資格確認資料は公表し、又は無断で他の目的に使用することはしません。
- (4) 契約期間中に会社の名称変更、合併等があった場合でも契約内容を引き継ぐものとします。
- (5) 入札参加資格を有すると認められた者が2者に満たないとき、入札を公正に執行することが困難と認められるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を延期し、又は中止することがあります。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てること及び入札に要した費用を本市に請求することはできません。
- (6) 本書に記載のない事項については、「緑水庵駐車場自動販売機設置場所の貸付け入札（郵送）案内書」によります。

1 5 入札に関するお問合せ

秦野市役所 環境産業部 環境共生課 環境総務担当

郵便番号 257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話番号 0463-82-9618

FAX 0463-82-6256

電子メール k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp